

印刷物仕様書

印刷物名	過誤納金還付充当通知書（福島県地方振興局用）		数量	(枚 組) 4 0 , 0 0 0	□部 □組 □枚 ■セット
印刷区分	<input type="checkbox"/> オフセット <input checked="" type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ()				
用紙規格	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 判 (□仕上がり) <input checked="" type="checkbox"/> 15 インチ × 9 インチ <input type="checkbox"/> mm × mm				
印刷面	【表紙】 kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 片面刷 / <input type="checkbox"/> 両面刷 (色)				
印刷色	【本文】 頁 70 kg (紙の厚さ) <input checked="" type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 減感 (枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン (枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 (□モノクロ (頁) <input type="checkbox"/> 2色 (頁) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 (■モノクロ (裏) <input checked="" type="checkbox"/> 2色 (表) <input type="checkbox"/> 3色 (頁) <input type="checkbox"/> 4色 (頁))				
製本	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ (□中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) (カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 (カ所) <input type="checkbox"/> ミシン (本) <input type="checkbox"/> セット仕上 (枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり (組・枚 1 冊) <input type="checkbox"/> 折り (□二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 卷三つ折 <input type="checkbox"/> 卷四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (タミシン 5 本、ヨミシン 2 本、圧着のり付、3面折シーリングフォーム仕様)				
グリーン 購入	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外				
【判断基準】 (1) 総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。（冊子形状のものについては表紙を除く。） (2) 印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り A ランクの資材を使用すること。 (3) 報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4) オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1% 未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。					
写真	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点				
イラスト	<input type="checkbox"/> カラー 点 <input type="checkbox"/> モノクロ 点 【内訳】 <input type="checkbox"/> 支給 [著作権: <input type="checkbox"/> 無 (点) <input type="checkbox"/> 有 (点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点				
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【本文】 <input checked="" type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト:)				
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)				
校正責任者	所属名 総務部税務課 担当者 高橋 内線 (2225) 外線 (024-521-7069)			校正回数	1 回
納入期限	令和 8 年 3 月 23 日 (月)		データ納品	□要 (形式:)	<input checked="" type="checkbox"/> 不要
納入場所	福島県税務課が指定する場所 (福島市内) 【その他納品先】 <input type="checkbox"/> 有 (カ所) <input checked="" type="checkbox"/> 無				
特記事項	3面折シーリングフォーム仕様。 印字テスト用の用紙を提出し、合格した後に納品すること。				

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。
 2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。
 3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

過誤納金還付(充当)通知書

住所(所在地)

年度 整理番号(登録番号) 税目 期別 理由

収入年月日 科目 収入済となった額 収入すべき額 お返しすべき額 金融機関

未納の県税等に充てた金額の内訳

年度 税目 整理番号 期別 科目 未納の県税等に充てた金額 未納の県税等の額 未納の県税等に充てた金額 今回お返しする金額

還付区分 計算基礎金額 計算始期 総日数 除算日数 差引日数 お返しすべき加算金

未納の県税等に充てた金額の内訳

この区分に不徳があるときは、この区分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この区分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできません)。

また、区分の取消しの請求は、この区分についての審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起できません。その場合において、区分の取消しの請求は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を報告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると区分の取消しの請求を提起することができなくなります)。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで区分の取消しの請求を提起することができます。

- 1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 区分、区分の裁決又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他の裁決を経ないことにつき正當な理由があるとき。



自動車税についてのお願い

- 自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは、必ず運輸支局にその旨を登録しましょう。
これを怠ると、持っていない車に税金が課せられます。
 - 転居した時は車検証も住所変更しましょう。
住民票を移しても、車検証の住所は移りません。運輸支局で登録が必要です。

県税についてのお願い

みなさんに納めていただいた県税は、県民のための多くの事業を推進していくうえで、大切な財源となっていますが、みなさんがお買いになるたばこや軽油の代金にも県たばこ税や軽油引取税が含まれており、購入されたところの県の収入となります。

豊かな郷土づくりのため、たばこや軽油は県内で買うようにいたしましょう。